

「館林市版 学校再開に向けたガイドライン」の概要

令和2年4月3日現在
館林市教育委員会

1 基本的な考え方

館林市立学校の再開に当たっては、文部科学省が教育活動の再開に向けて「ガイドライン」を改訂したことを踏まえ、また、「群馬県版 学校再開に向けたガイドライン」（令和2年4月2日付）の発出を受けて、基本的な感染症対策（手洗いや咳エチケット、マスクの着用、消毒、換気等）を実施するとともに、集団感染のリスクへの対応（密閉、密集、密接の3つの条件の回避）を行った上で、学校の教育活動を再開することとし、当分の間は以下の対応を行います。

2 主な取組

（1）登校前・登校時

- 毎朝検温を行い、平熱+0.5℃以上の児童生徒は自宅で休養する。
- 平熱より高く、風邪等症状がある場合は、自宅で休養する。
- 登校時はマスクを持参・着用した上で、周囲との間隔を1m以上空けて登校する。
- 学年、クラス単位で通学推奨時間を設定し、一斉に学校に集まることを避ける。
- 校舎に入る前に、発熱症状等がないか確認し（健康観察カードの活用）、体温が平熱より高い場合や体調不良が見られる場合は健康観察をしっかりと行った上で帰宅させる。なお、検温を忘れた場合は学校で実施する。

（2）学校生活

- 休み時間ごとの手洗い、こまめな水分補給、室内でのマスクの着用、換気の徹底、共用部分のアルコール消毒などの感染症対策を行う。
- 学校行事については、3つの条件（密閉、密集、密接）を回避できない場合、当分の間、実施を見合わせる。

（3）給食

- 給食の際には座席の間隔をできるだけ空け、机を向かい合わせにしない、会話を控える等の対応を行う。

（4）部活動

- 生徒の健康・安全の確保のため、教師や部活動指導員等が適切に指導し、実施状況を把握する。
- 学校生活と同様に、手洗い、水分補給、マスク着用、換気、アルコール消毒など、基本的な感染症対策を徹底する。
- 部活動毎に、活動日・活動時間を設定し、3つの条件（密閉、密集、密接）が重ならないよう、実施内容を検討する。

（5）休校等の基準

- 児童生徒や教職員に1名の感染者が出た場合には、学級閉鎖とし、2名以上の感染者が出た場合には、学校全体を臨時休業とするなどの対応を行う。
- 児童生徒や教職員が濃厚接触者となった場合は登校を認めない。その上で、児童生徒または教職員の所属する学級及び部活動について、学級閉鎖及び活動停止とするなどの対応を行う。
- 以上を基本としながら、症状の重さや、学校内における活動の広さ、接触者の多さ、地域における感染の広がりなどを考えて判断する。その結果、学校全体の臨時休業にとどまらず、市内全校の臨時休業なども実施する。
- 東京都などへの国による緊急事態宣言が発令された場合には、館林市新型コロナウイルス感染症対策本部において、その理由や内容を精査し、市内全校の臨時休業を実施することもある。

（6）その他

- 平熱+0.5℃以上や咳などの風邪の症状は見られないが、保護者が新型コロナウイルスへの感染を恐れ、児童生徒を登校させることに強い不安を訴えた場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とし、欠席扱いしない。

*** マスクは入手が困難であるため、手作りマスク（柄物可）の作成にご協力ください。**

*** ご家族で、新型コロナウイルスへの感染又は、感染者に対する濃厚接触者が確認された場合、速やかに各学校の管理職に連絡をお願いいたします。なお、プライバシーは遵守いたします。**